



八千代市監査公表第13号

令和元年11月19日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定による公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金に係る財政援助団体監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象

(財政的援助)

公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金（以下「補助金」という。）

- (1) 対象団体 公益社団法人八千代市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）
- (2) 所管部局 健康福祉部長寿支援課（以下「長寿支援課」という。）

2 監査の範囲

平成30年度における出納その他の事務の執行状況

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

令和元年7月29日から同年11月18日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、次のとおり改善すべき点があるので、八千代市（以下「市」という。）は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 長寿支援課

- (1) 補助金の交付手続について

ア 補助対象経費と補助対象外経費について

補助金については、公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱（平成 18 年八千代市告示第 40 号。以下「交付要綱」という。）別表において補助対象経費を規定している。

しかしながら、交付申請書及び実績報告書に添付されていた補助対象経費の積算資料において、補助対象経費と補助対象外経費の区分が明確になっていなかったことから、今後は当該区分を明確にされたい。

イ 補助限度額について

補助金の限度額の総額 2,300 万円は、国からシルバー人材センターへ交付される国庫補助金の限度額の総額を参考に決定した金額となっている。

しかしながら、種目（人件費、管理費、事業費）ごとの補助限度額において、事業費の補助限度額は国の補助限度額よりも 1,000 万円低く設定されていた一方で、人件費の補助限度額は国の補助限度額よりも約 1,000 万円高く設定されていた。

このことから、事業費補助を原則とした上で、国の種目ごとの補助限度額に近づけた市の補助限度額の設定について検討されたい。

ウ 補助事業経費の配分変更について

交付要綱第 6 条では、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「交付規則」という。）第 5 条でも、補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきことと規定されている。

しかしながら、交付申請書及び実績報告書に添付されていた書類において、補助事業に要する経費の配分が変更されていたにもかかわらず、市長の承認を受けていなかった。

このことから、交付要綱及び交付規則に従った適切な手続を行われたい。また、補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合に

においては、交付規則第5条に規定されている市長の定める軽微な変更については市長の承認を必要としないため、市長が認める軽微な変更の基準を定めるなど、効率的な補助金事務の手續について検討されたい。

エ 補助金の端数処理について

補助金の額の確定に係る起案文書において、補助対象経費に補助率を乗じた金額の1,000円未満を切り捨てた上で補助金の額が算定されていたが、交付要綱に補助金の千円未満を切り捨てる根拠がないことから、今後は適正に補助金を算定されたい。

オ 履行確認について

補助金の額の確定について、交付規則第13条によると、実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するとされている。

しかしながら、実績報告書及び添付書類に基づく審査において、管理費と事業費の領収書等の証ひょう書類に対する確認作業が行われていなかった。

このことから、今後は補助事業が適切に履行されたことを確認するために、証ひょう書類の確認作業の実施について検討されたい。

(2) 指導監督について

平成25年度から平成29年度（平成27年度を除く）の補助金とシルバー人材センターに委託している市営自転車駐車場の管理業務に係る委託料（以下「委託料」という。）において、シルバー人材センターの職員人件費が二重で市に請求されていたことが判明し、平成30年度に補助金の一部が市に返還されるという事案が発生した。また、シルバー人材センターにおける会計処理及び事務執行等において、改善すべき点が散見された。

これらのことから、返還事案の再発防止策を講じた上で、シルバー人材センターに対する適切な指導監督に努められたい。

2 シルバー人材センター

(1) 補助金の申請手続について

ア 補助対象経費と補助対象外経費について

交付申請書及び実績報告書に添付されていた補助対象経費の積算資料において、補助対象経費と補助対象外経費の区分が明確になっていなかったことから、今後は当該区分を明確にされたい。

イ 補助事業経費の配分変更について

交付要綱第6条では、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、交付規則第5条でも、補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきことと規定されている。

しかしながら、交付申請書及び実績報告書に添付されていた書類において、補助事業に要する経費の配分が変更されていたにもかかわらず、市長の承認を受けていなかった。

このことから、交付要綱及び交付規則に従った適切な手続を行われたい。

(2) 会計処理及び事務執行について

会計処理及び事務執行について、次のような改善すべき点が散見されたため、シルバー人材センターの規程等に従い適切な会計処理及び事務執行に努められたい。

ア 会計帳簿の作成について

財務規程第8条で会計帳簿の補助簿として規定されている固定資産台帳及び補助金の管理に必要な帳簿が作成されていなかった。

イ 予算の編成方針の作成について

財務規程第12条では、予算の編成方針は、理事会において決定

し、会長は、これに基づき合理的な基準により予算を年度開始1か月前までに作成しなければならないと規定されているが、平成30年度及び平成31年度の予算の編成方針が作成されていなかった。

ウ 仮払いの会長承認について

財務規程第28条では、契約上あるいは事業の運営上において、資金の前渡し又は概算により支払を行う必要がある場合においては、会長の承認を受けて、仮払いにより行うことができると規定されているが、会長の承認を受けずに仮払いをしていた。

エ 勘定科目について

財務規程第45条では、消耗品は取得価格が1万円未満の物、備品は取得価格が1万円以上10万円未満の物と規定されているが、エアコンの設置費用83,000円を什器備品費ではなく消耗品費の勘定科目で支出していた。

オ 請求書の日付について

請求書の請求日が記載されていなかった。

カ 支出命令の会長決裁について

事務決裁規程別表において、30万円以上の支出命令は会長決裁と規定されているが、事務局長決裁となっていた。

キ 起案用紙の記載について

起案用紙の保存年数等が記載されていなかった。

(3) 法人のガバナンス強化について

公益法人制度改革による主務官庁制の廃止に伴い、公益法人は自主的・自律的な法人運営が求められ、監事による監査を受けるなど法人のガバナンスの強化が必要とされている。

しかしながら、財務規程で規定されている監査計画書等が作成されておらず、定期的な監査が一部実施されていなかった。また、平成25年度から平成29年度（平成27年度を除く）の補助金と委託料において、シルバー人材センターの職員人件費を二重で市に請求するという事案が発生し、会計処理及び事務執行においては改善すべき点が散見

された。さらに、公益法人の遵守事項である収支相償の基準を満たさずに複数年度に渡り剰余金を発生させていた。

これらのことから、法人に対する善管注意義務を負っている理事及び監事並びに理事の職務の執行の監督権限を有する理事会のガバナンスが有効に機能しているとは言い難い状況となっており、再発防止の徹底及び適正な業務管理のための方策を講じるなど、法人のガバナンス強化に努められたい。

(4) 法人の財政運営について

シルバー人材センターは平成 24 年 4 月に公益社団法人へ移行し、移行時である平成 23 年度末の会員数は 686 人、シルバー人材センターと発注者との契約金額は 287,707,757 円であったが、平成 30 年度末の会員数は 631 人、契約金額は 266,541,474 円となり、会員数と契約金額ともに減少している。また、平成 30 年度には 2,000 万円の短期借入金が発生し、財務基盤の安定性を判断する財政分析指標の一つである正味財産比率（正味財産÷資産）が極めて低い数値を示しており、不安定な財政基盤であると言わざるを得ない状況となっている。

これらのことから、会員数の拡大及び就業機会の開拓により自主財源を安定的に確保するとともに、事務の効率化及び正職員数の適正化を含めた更なる経常的経費の抑制等により安定した財政基盤を確立するため、収支相償の基準を遵守した上で、計画的な財政運営に努められたい。